

経費の節減はごみの減量から

事業系ごみ 減量マニュアル

保存版

茨木市

目 次

【本 編】

1 はじめに～ごみ減量の必要性～	1
2 事業系廃棄物(事業所から発生するごみ)とは？	1
3 事業者の責務	3
4 茨木市の事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の現状	4
5 事業系ごみの減量によるメリット	4
6 ごみ減量のために「Rで始まる3つの取組」	5
7 廃棄物の適正処理とは？	6
(1)事業系一般廃棄物	
(2)産業廃棄物	
8 事業所におけるごみ減量の進め方	8
9 多量排出事業者の責務	10
10 食品ロス削減の推進	13
(1)「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」について	
(2)「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」について	
11 プラスチック資源循環の促進	16
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」 について	

【資料編：3R及び適正処理の取組方法例】

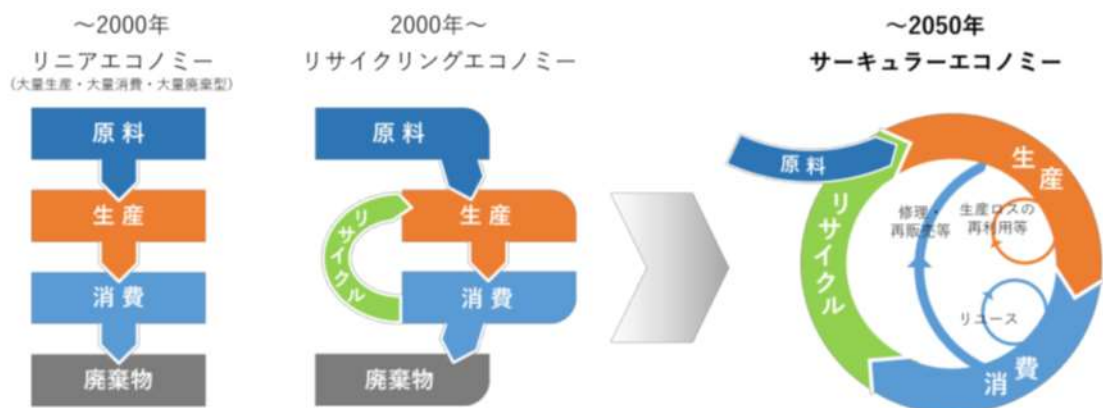
1 具体的な3Rの取組及び適正処理(例)	20
2 業種別の3Rの取組(例) ～3Rチェックシート～	25
◆事業者向け補助制度のご案内	27

1 はじめに～ごみ減量・再資源化の必要性～

近年、資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物量の増加、気候変動を始めとする環境問題の深刻化が世界的な課題となっており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、サーキュラー・エコノミー（循環経済）への移行を進めていく必要があります。

本市では、これまで3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を促進してきましたが、3Rは資源が循環する「リサイクリングエコノミー」の仕組みではあるものの、原料⇒生産⇒消費⇒廃棄という一方通行の「リニア（直線型）エコノミー」が含まれています。一方で、「サーキュラー・エコノミー」では、これまで廃棄されていたものを新たに原料とし廃棄物を出さずに資源が循環します。環境に優しいだけでなく、持続可能な経済成長や新たな雇用の創出も見据えた産業モデルとして、今後の一層の推進が必要とされています。

市内事業所におかれては、ごみの減量・再資源化を推進し、環境にやさしい経済活動を行うため、事業活動の現場で本マニュアルをご活用いただきますようお願いいたします。



出展：大阪府循環型社会推進計画（令和3年（2021年）3月）

2 事業系廃棄物（事業所から発生するごみ）とは？

事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業活動には飲食店や各種店舗、事務所、ホテルなど営利を目的にするものだけでなく、病院、学校などの公共的なサービスも含まれます。このため、従業員が使って不要となった文具類（事務用品）や昼食時のごみ（弁当ガラ、ジュース缶等）も事業系廃棄物となります。

事業系廃棄物のうち、法律に定められている 20 種類のものを産業廃棄物といい、産業廃棄物に該当しないものを事業系一般廃棄物といいます。（下表参照）



産業廃棄物の種類

区分	種 類	具体的な例	区分	種 類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰その他の焼却かす	排出する業種が限定されるもの	⑪ 紙くず	以下の業種からの紙くずに限る →建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業 注：これら以外の業種から発生する不要な書類やコピー用紙などは、事業系一般廃棄物
	② 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥その他の泥状の物		⑫ 木くず	①以下の業種からの木くず、おがくず、パーク類などに限る →建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 注：これら以外の業種から発生する不要な木製家具などは、事業系一般廃棄物 ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）
	③ 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性・動植物性を問わず全ての廃油		⑬ 繊維くず	以下の業種からの天然繊維くずに限る →建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 注：これら以外の業種から発生する不要な天然繊維の衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物
	④ 廃酸	廃写真定着液など、有機性・無機性を問わず全ての酸性廃液		⑭ 動植物性残渣	食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業で原料として使用した動物や植物にかかると不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	⑤ 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性・無機性を問わず全てのアルカリ性廃液		⑮ 動物性固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥など
	⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形・液状を問わず全ての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）		⑯ 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）		⑰ 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑧ 金属くず	金属の研磨くず、切削くず、鉄くず、アルミくずその他、不要となった金属		⑱ 汚泥のコンクリート固形化物など、①～⑩の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑩に該当しないもの	
	⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどのほか、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど			
	⑩ 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭その他各種溶鉱炉かすなど			
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など			
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん			

3 事業者の責務

事業者は法律により、事業系廃棄物の減量に努めることや自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条)

事業系廃棄物の処理は排出事業者の責任です！



こんなことにはなっていませんか？



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条要旨

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うなど、廃棄物の減量に努めなければなりません。
- ③物の製造、加工、販売等に際して、製品等が廃棄物となった場合に適正な処理ができるような製品の開発を行うなど、適正な処理が困難にならないようにしなければなりません。
- ④廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

4 茨木市の事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の現状

令和5(2023)年度の事業系ごみ排出量は 45,003t でした。令和4(2022)年度の 45,677tに比べると 674t減少となっていますが、一般廃棄物処理基本計画の目標値(44,266t)は未達成となっており、引き続き、発生抑制や再使用によるごみの減量に、より一層取り組む必要があります。

令和5(2023)年度に多量排出事業者(※)から提出された減量計画書(令和4(2022)年度実績)の事業系一般廃棄物の再資源化率に着目すると、紙類が 99.0%、缶・びん・ペットボトルは 94.7%となっており、高い資源化率となっているものもあります。しかし一方で、厨芥類が 14.7%、紙類のうち雑古紙が 49.7%にとどまるなど、事業系一般廃棄物全体では 67.0%という状況であり、再資源化率の低い品目についても、リサイクル出来るものは分別し再資源化に向けてより一層取り組むことが、事業系ごみの減量にとって重要です。

※茨木市では、一般廃棄物を毎月3t以上排出する事業者を「多量排出事業者」としています。

(詳細はP10に記載)

5 事業系ごみの減量によるメリット

事業系ごみの減量は事業者側に様々なメリットをもたらします。

コストの削減

ごみを処理するためには費用がかかります。ごみ処理を委託している場合には、ごみ減量による委託料の低減によりコスト削減が期待できます。

経営の合理化・職場内の活性化

ごみを出さない職場、製品作りを目指す事は、組織や業務工程の合理化・効率化につながります。また、ごみの減量は一人ひとりが意識を持ち、全員が協力して推し進めることが必要であり、従業員の意識改革や協力にもつながります。

企業のイメージアップ

環境配慮の取組を進め、社会的責任を果たすことは、企業のイメージアップにつながります。また、減量やリサイクルは地域の方などと協力して取り組むこともでき、地域貢献にもつながります。

地球環境の保全

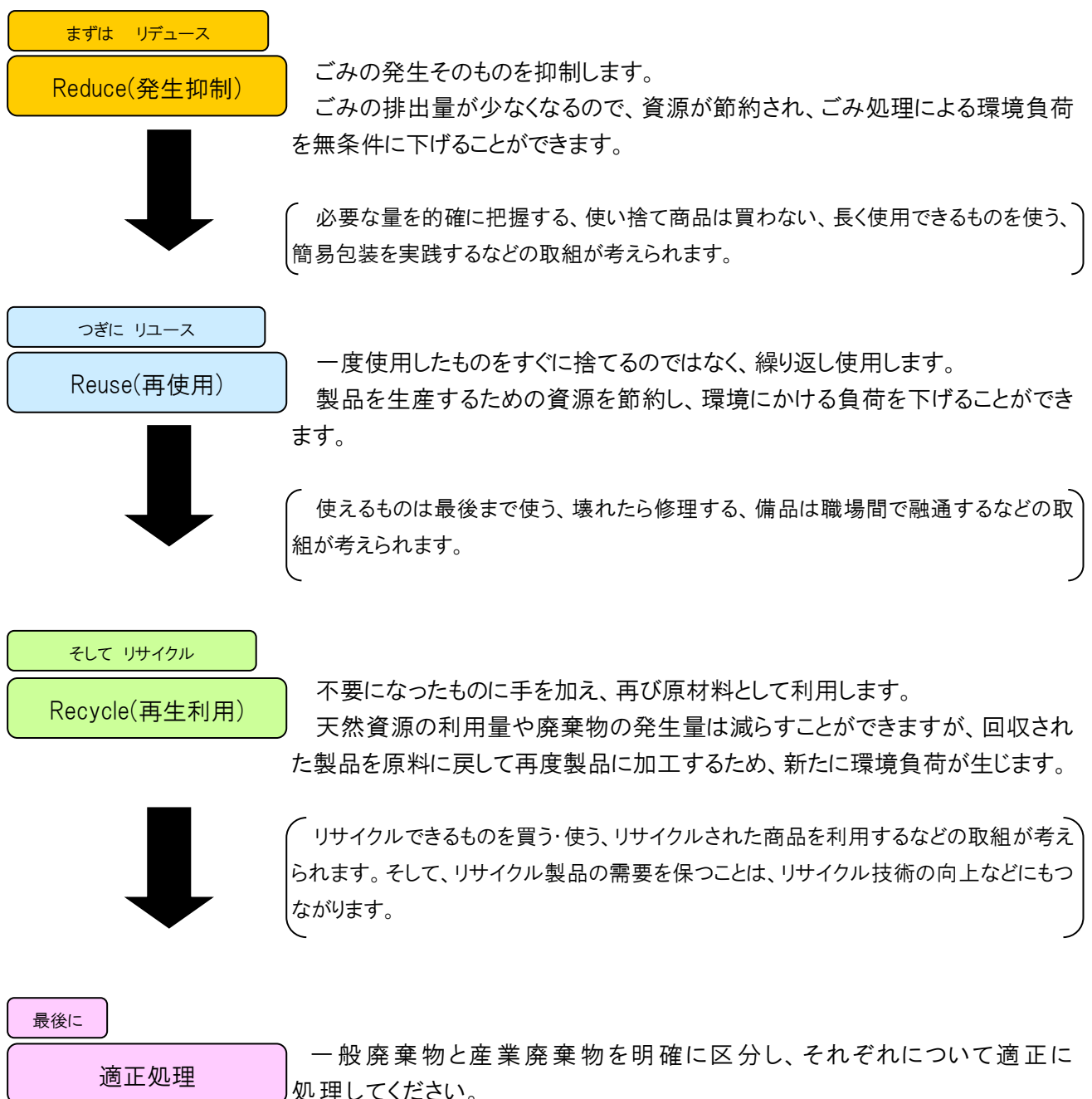
ごみ減量等の取組により、資源保全、省エネルギーなど、次の世代へ良い環境を引き継ぐことができます。

6 ごみ減量のために「Rで始まる3つの取組」

ごみの減量にあたっては、市民や行政のみならず事業者についても、事業活動のあらゆる場面で、適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行うことが求められています。そのためには、3Rに取り組むことが重要になります。

3Rとは Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)のことです。3Rは環境負荷が低いとされる順番、つまり、Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の順番どおりに取り組むことが大切です。

3Rの取組後、どうしてもごみとなるものは、適正に処理していただくことになります。



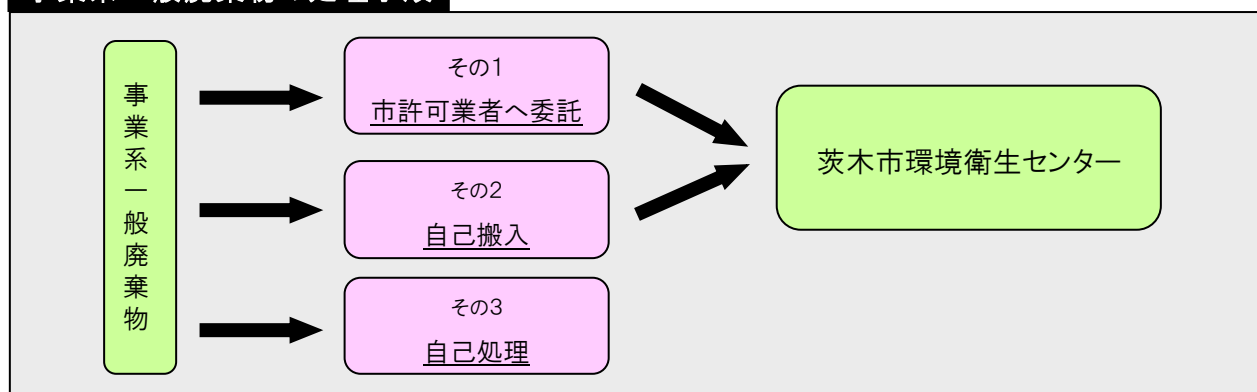
7 廃棄物の適正処理とは？

事業系廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物で適正な処理方法が異なります。それぞれ定められた方法で処理してください。

また、茨木市では、種類や量を問わず、事業系廃棄物は、家庭系ごみの集積場所に出すことはできません。ご注意ください。

(1) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の処理手順



【その1 市許可業者へ委託】

市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者(右の5社)に収集運搬を委託する方法です。収集時間・収集回数・収集料金などは直接許可業者へお問い合わせください。委託する場合は、必ず市の許可業者と契約をしてください。無許可業者への委託は事業者も罰せられます。

一般廃棄物収集運搬業許可業者（50音順）

(株) 石原産業	06-6392-3271
茨木環境保全(株)	072-625-8121
北大阪清掃（株）	06-6952-0355
都市クリエイト(株)	072-681-0089
鷲尾商店（株）	072-622-2173

また、廃棄物の処理は許可業者に任せて終わりではありません。自らが排出する廃棄物の責任は事業者であり、万が一不適正処理がなされた場合は、実行行為者だけでなく排出元の事業者も罰則の対象となります。必ず、自らが排出する廃棄物について、どのようなものがどれくらいあり、どのように処理されているかを確認してください。なお、ごみを出す際は必ず中身が見える袋で出すようにしてください。

【その2 自己搬入】

排出事業者が直接茨木市環境衛生センターへ搬入する方法です。必ず前日までに申し込んでください。処理手数料は 10kg につき 90 円です。搬入できるものは一般廃棄物に限ります。産業廃棄物、リサイクル可能なもの、処理困難物などは搬入できません。

搬入施設名	茨木市環境衛生センター
搬入できるもの	事業系一般廃棄物（生ごみ、リサイクルできない紙類等）
処理手数料	10kgにつき90円
連絡先	電話：072-634-1627
	所在地：茨木市東野々宮町14番1号
受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午後1時～4時

【その3 自己処理】

発生した廃棄物を自ら処理する方法です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、許可のない焼却や埋め立てを禁止しており、違反した場合は処罰されます(5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人に対しては更に3億円以下の罰金を併科)ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可のない自己処理は絶対に行わないようにしてください。

(2)産業廃棄物

産業廃棄物は茨木市環境衛生センターには搬入できません。特に、ビニール、発泡スチロール、緩衝材等の廃プラスチックの混在が多発しています。これら不適正搬入物を発見した場合は、指導、持ち帰りの指示を行っており、改善されなければ、環境衛生センターへの受け入れを停止する場合があります。

産業廃棄物の処理手順

委託業者の選定・書面で契約

産業廃棄物については大阪府の許可を受けた産業廃棄物処理業者の中から委託先を選定し、委託契約を書面で行わなければなりません。

なお、大阪府知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者については、大阪府産業廃棄物指導課 処理業指導グループにお問い合わせください。(詳細は下記)

産業廃棄物の排出 manifests の交付書面で契約

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物管理票(manifests)を購入し、その産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記して交付しなければなりません。

manifests の確認・保存

産業廃棄物管理票(manifests)は、排出事業者へ返送され、排出事業者は内容を確認のうえ、法律で定められた期間(5年間)保存しておかなければなりません。

また、大阪府では、優良な産業廃棄物処理業者や再生事業者(リサイクル業者)についても、情報提供を行っています。

- 大阪府知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者については
大阪府産業廃棄物指導課 処理業指導グループ
TEL 06-6941-0351(代表) まで

大阪府産業廃棄物処理業者名簿

で検索を！！

- 大阪府知事の認定する優良な産業廃棄物処理業者については

大阪府 優良認定産廃処理業者

で検索を！！

- 再生事業者(リサイクル業者)については

大阪府再生事業者名簿

で検索を！！

8 事業所におけるごみ減量の進め方

事業所におけるごみの減量を進めるためには、従業員一人ひとりがごみを減らそうという意識を持ち、事業所全体で協力しながら、継続的に取り組み続けることが大切です。

そのためには、社内での推進体制の確立と日々の取組の確認、具体的な数値化を行うことが必要です。

このことを実践するために、PDCAサイクルを活用した、代表的な手順の例を紹介します。

PDCAサイクルとは？

継続的に業務改善する方法の1つで、Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)の頭文字をつなげたものです。

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、1周ごとにサイクルを向上させていきます。

①廃棄物管理責任者・担当者の決定

ごみの減量を推進する中心的な役割を担うリーダー(廃棄物管理責任者)を決めます。また、廃棄物管理責任者をサポートする担当者を各部署などから選任し、社内での推進体制を定めます。



②現状把握をする

排出しているごみの種類や量、従業員の減量への意識や取組などの現状をできるだけ具体的に把握します。

【例】 1日のごみ量は何 kg か？

袋の中身はどのようなものが多いか？

一般廃棄物と産業廃棄物は分別できているか？

従業員に分別の意識はあるか？ など

現状把握～ごみの計量から～

現状把握をする際は数値化することが効果的です。

ごみを捨てる前に、少し時間を取り計量するだけで、ごみの量を把握することができます。

どうしても計量することが難しい場合は、袋数などを把握することから始めてください。



③減量計画を立てる(Plan)

事業活動を行えば、ごみは必ず発生します。現在取り組んでいること、取り組めていないことを整理し、現実に基づいた目標をできるだけ具体的(数値化することが効果的)に立てることが大切です。

【例】 ごみを前年から5%削減する。リサイクル率を50%にする
紙類のリサイクルを徹底するために分別を増やし、
それに応じて分別ボックスを設置する など

④減量施策の実施(Do)

③の計画に基づいて、減量に取り組めます。分別のルール及び推進体制を確立し、従業員への情報提供や研修を通して意識を高めます。

【例】 分別のルール及び推進体制の説明の実施
従業員が計画を理解し、取り組んでいるかの確認 など

⑤効果の確認(Check)

④について、日々のごみ量や取組内容などの進捗状況を確認・記録します。実際にごみが減っているかなど計画との整合性も確認します。

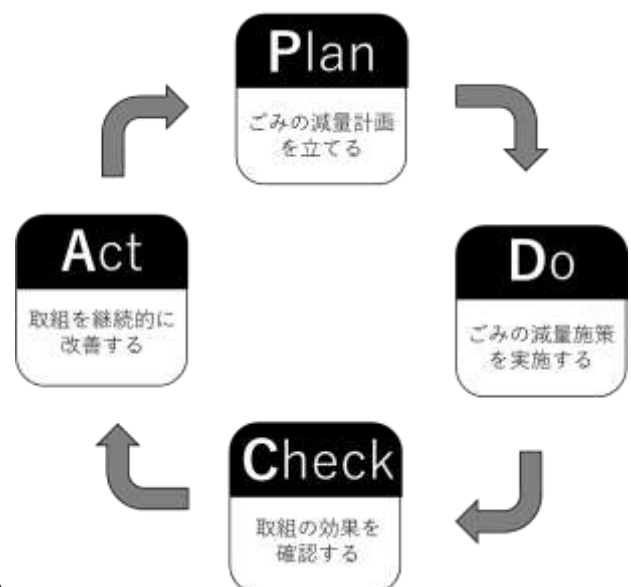
【例】 ごみを出す際にごみの計量を行い記録する
目標を達成できたか確認する など

⑥取組の検証・改善(Act)

⑤の結果を踏まえ取組の効果を検証します。効果が現れなかった場合はその原因と改善方法について検討し、次の計画に反映します。

【例】 取組結果の原因や改善方法の検証
従業員への取組結果の公表 など

③～⑥の手順を繰り返すことで、PDCAサイクルを利用しながらごみの減量の取組を継続的に発展させます。



9 多量排出事業者の責務

茨木市では「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、多量排出事業者に、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出、廃棄物管理責任者の選任・届出を義務づけています。(様式については11ページを参照)

多量排出事業者とは、「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」に基づき、事業系一般廃棄物を月3t以上排出する事業者と定めています。

「8 事業所におけるごみ減量の進め方(8～9ページ)」などを参考に、取組を進めていただきますようお願いいたします。

事業系一般廃棄物減量計画書とは…？

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第2項(3ページを参照)により事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うなど、廃棄物の減量に努めなければならないとされています。本計画書は前年度のごみ処理実績と当該年度の処理計画を記載してもらうもので、ごみの現状について把握し、ごみの発生抑制や再資源化を推進し、ごみの減量を図る一助となすものです。

廃棄物管理責任者とは…？

事業所内のごみの減量に関して、リーダーシップを取っていただく方です。

主な業務としては、

- ① 排出される廃棄物の種類とその量の現状把握
- ② 減量・再資源化・適正処理に関する計画の作成と事業所内への周知
- ③ 計画の実行に関して管理・指導

等があります。

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」

第20条・第21条要旨

- ① 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量計画書の作成、提出その他必要な指示を行うことができる。
- ② 多量排出事業者は、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」

第5条要旨

- ① 条例第20条に規定する事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は毎月3t以上の一般廃棄物を排出する事業者とする。

事業系一般廃棄物減量計画書(様式3号)と廃棄物管理責任者選任・変更届(様式4号)の見本です。
電子データが必要な場合は、茨木市のホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunksan/menu/zigyokeigomi/keikakusho.html>)

※オンライン申請も可能です。

事業系一般廃棄物減量計画書(様式3号) <https://logoform.jp/form/2Qoq/70744>

廃棄物管理責任者選任届(様式4号) <https://logoform.jp/form/2Qoq/84730>

廃棄物管理責任者変更届(様式4号) <https://logoform.jp/form/2Qoq/84732>

多量排出事業者に該当されない事業者の方も、現状把握等のために様式3号をご活用ください。

様式第4号

資源物等の買土計画書・変更届

(表)

2 事業所の概要(□にはし印を付けてください。)

形	態	☐ 単 独	☐ 複 合	延床面積	就業者数	人
		☐ 農林漁業		☐ 建設業	☐ 製造業	☐ 電気・ガス・水道業
		☐ 運輸・通信業		☐ 卸売業	☐ 小売業	

様式第3号

(表)

事業系一般廃棄物減量計画書

令和3年 月 日

(提出者) 茨木市長

所 在 地

名称及び
代表者氏名
(電話番号)

電話番号

減量計画を定めましたので、「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第5条第2項の規定により、次のとおり提出します。

1 削減及び計画

事業所の名称	茨 木 市				
事業所の所在地	茨木市				
令和3年度 処理実績	合計kg/月 (A+B)	廃棄物量kg/月 (A)	資源物量kg/月 (B)	資源化率% (B/(A+B))	量の把握方法
紙用紙類					
精密文書					
新聞					
雑誌類					
段ボール					
雑古紙					
缶					
びん					
ペットボトル					
紙造スチロール類					
プラスチック類					
厨芥類					
その他()					
合 計					

令和3年度 処理計画	合計kg/月 (A+B)	廃棄物量kg/月 (A)	資源物量kg/月 (B)	資源化率% (B/(A+B))	量の把握方法
紙用紙類					
精密文書					
新聞					
雑誌類					
段ボール					
雑古紙					
缶					
びん					
ペットボトル					
紙造スチロール類					
プラスチック類					
厨芥類					
その他()					
合 計					

(注)

- 実績については令和3(2020)年4月1日～令和3(2021)年3月31日までに於ける月量の平均数値を記入してください。計画については令和3(2021)年4月1日～令和4(2022)年3月31日までに於ける月量の平均数値を記入してください。
- 廃棄物量及び資源物量は、小数点以下第1位の値を四捨五入してください。
- 資源化率は、小数点以下第2位の値を四捨五入してください。
- 量の把握方法は、該当する次の番号を記入してください。
(1) 自社で計量 (2) 収集業者からの報告 (3) 簡易量比率で推計 (4) 売上から推計 (5) その他(具体的に)

ごみ減量にむけた社内の体制作りに

環境管理制度をご活用していただくこともできます。

【環境管理制度とは？】

企業等の組織が定めた環境方針、目的・目標等の達成に向けての組織の計画・体制・プロセス等のことで、外部機関の定めた規格に基づいたシステムを採用し、外部機関からの審査・認証を受ける制度です。

企業等の組織が廃棄物の減量など環境に配慮した取組を進めていく上では、全社的に取り組むことが不可欠であり、環境管理制度は社内の体制を整え、取組を組織的に推進する上で役立つとともに、認証を取得することで、社会的な評価を得ることが期待できます。

認証取得される場合は、補助制度をご活用ください！

茨木市では、環境管理制度の導入を推進しており、新たに認証取得する際の経費の一部を補助しています。

ご検討される際は、環境政策課までお問い合わせください。

【補助制度の概要】

●対象者

市内に事業所(事務所)を有し、中小企業基本法第2条に定める中小企業者等

●補助対象環境管理制度

ISO14001

KES <http://www.keskyoto.org/>

エコアクション 21 <http://www.ea21.jp/>

エコステージ <http://www.ecostage.org/>

●補助金額

ISO14001

補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額
(1,000 円未満の端数は切り捨て 上限 500,000 円)

KES エコアクション 21 エコステージ

補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額
(1,000 円未満の端数は切り捨て 上限 200,000 円)

●問い合わせ先

茨木市産業環境部環境政策課 TEL 072-620-1644

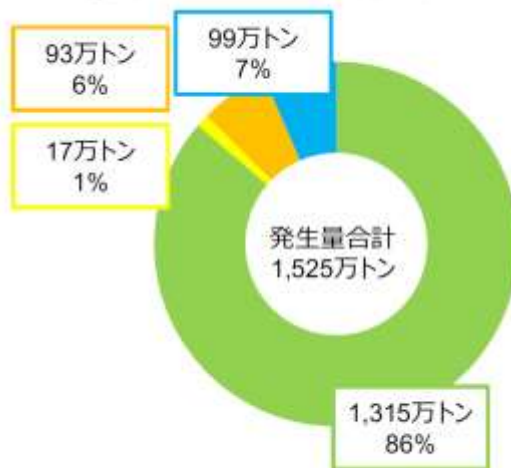
10 食品ロス削減の推進

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、我が国は食料の多くを輸入に依存している現状があります。その現状を真摯に受け止め、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、まだ食べることのできる食品については廃棄することなく、できるだけ食品として活用を工夫し、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことが課題となっています。

事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（令和4年度推計）

- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、令和4年度で1,525万トンとなっており、このうち食品製造業が86%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は236万トンとなっており、このうち食品製造業が50%、外食産業が25%を占めている。

①事業系食品廃棄物の業種別内訳



②事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

事業系食品ロスの発生要因と対策の方向

- ✓ 食品ロスの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の賞味期限への理解不足など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	○商慣習 ・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない ・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない	○商慣習の見直し
食品卸売業		
食品小売業		
	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
	○消費者の賞味期限への理解不足	○フードバンクとの連携
		○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○「食べきり」「持ち帰り」の促進

(1)「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」について

食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するため、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、熱回収、減量に取り組むことで、環境負荷の少ない循環を基調とする循環型社会の構築をめざす法律です。

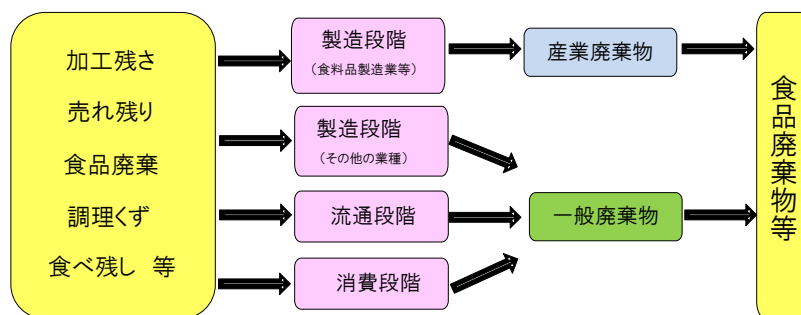
食品廃棄物等の前年度の発生量が 100t以上である食品関連事業者を食品廃棄物等多量発生事業者といいます。食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務付けられています。

■食品関連事業者とは？

食品製造・加工業者	食品の卸売・小売業者	飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者
食品メーカーなど	百貨店、スーパー、 各種食品小売店、 コンビニエンスストアなど	食堂、レストラン、ホテル、結婚式場など

■食品廃棄物等とは？

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残しなどのことです。



■食品リサイクル法における取組の優先順位

1 発生抑制	生産や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、食品廃棄物そのものの発生を抑制します。
2 再生利用	食品廃棄物のうちで再資源化できるものは肥料や飼料、油脂製品、メタン等の原材料として再生利用します。
3 熱回収	再生利用施設の立地条件や受入状況により、再生利用が困難な食品循環資源であって、メタンやバイオディーゼルと同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合に限り選択できます。
4 減 量	再生利用や熱回収ができない場合は、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にします。

※この法律の詳細については、下記までお問合せください。

○近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 TEL 075-414-9024

○近畿農政局 大阪府拠点 消費・安全チーム TEL 06-6943-9691(代表)

※茨木市のホームページに、事業者向けの啓発用リーフレットを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

(2)「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」について

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、令和元年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法の概要(令和元年法律第19号)

前文 ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示 ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記	基本方針等(第11条～第13条) ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定(閣議決定) ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進(第8条) 食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進	基本的施策(第14条～第19条) ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ② 食品関連事業者等の取組に対する支援 ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討
食品ロス削減月間(第9条) 食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)を設ける	食品ロス削減推進会議(第20条～第25条) 内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議(会長：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))を設置

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日
※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日

食品ロス削減推進法の事業者の責務／求められる行動と役割

○事業者の責務について(法第5条)

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

○関係者相互の連携及び協力(法第7条)

国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

○求められる行動と役割(基本方針)

【農林漁業者・食品関連事業者】

(例)

- ・自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る
- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用
- ・納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長
- ・季節商品の予約制等需要に応じた販売
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り
- ・外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応
- ・食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示

(出典：農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」)

※この法律の詳細については、下記までお問い合わせください。

消費者庁消費者教育推進課 TEL03-3507-9244

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室 TEL03-6744-2066

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 TEL03-6205-4946

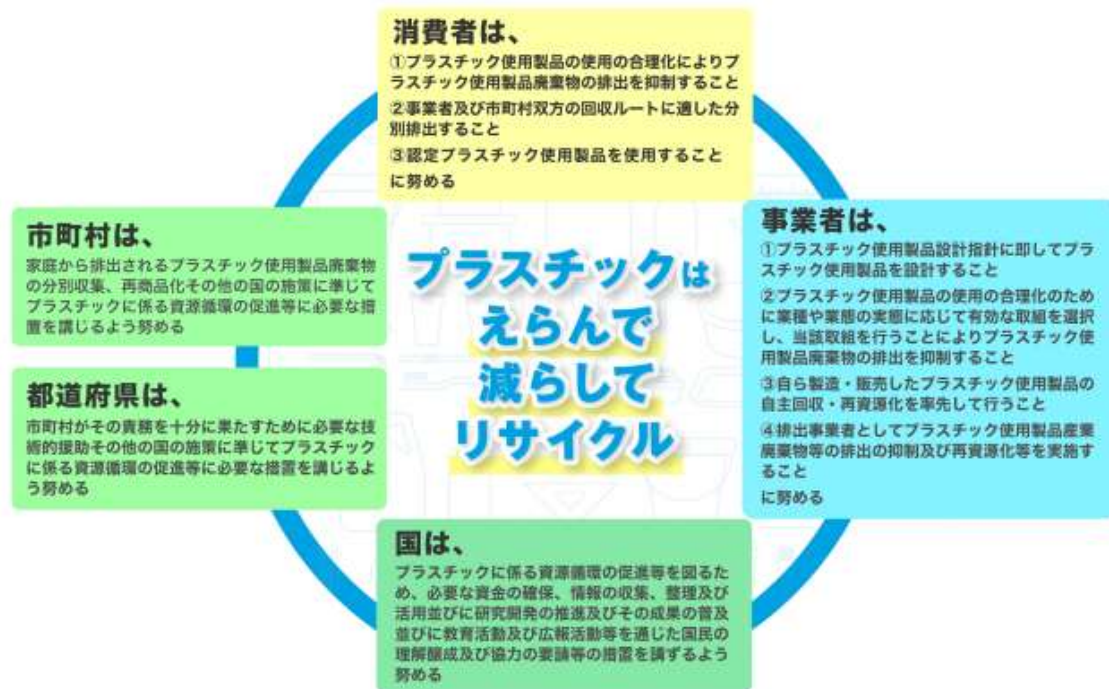
11 プラスチック資源循環の促進

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」について

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるべく、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、令和4年4月から施行されています。

法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組、3R+Renewable を促進するための措置を講じています。



■事業者の役割とは

（出典：環境省HP「プラスチック資源循環」<https://plastic-circulation.env.go.jp>）

○プラスチック使用製品の使用の合理化

特定プラスチック使用製品事業者(※)は、特定プラスチック使用製品(※)の使用の合理化の取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することが求められています。

※特定プラスチック使用製品及び事業者の対象範囲

対象製品	対象業種
フォーク スプーン(レンゲ、先割れスプーン含む) テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー	各種商品小売業(無店舗のものを含む。) 飲食料品小売業(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。) 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業
ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ	宿泊業
衣類用ハンガー 衣類用カバー	各種商品小売業(無店舗のものを含む) 洗濯業

【提供方法の工夫】

- ①消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること
- ②消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供(ポイント還元等)すること
- ③提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- ④提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと

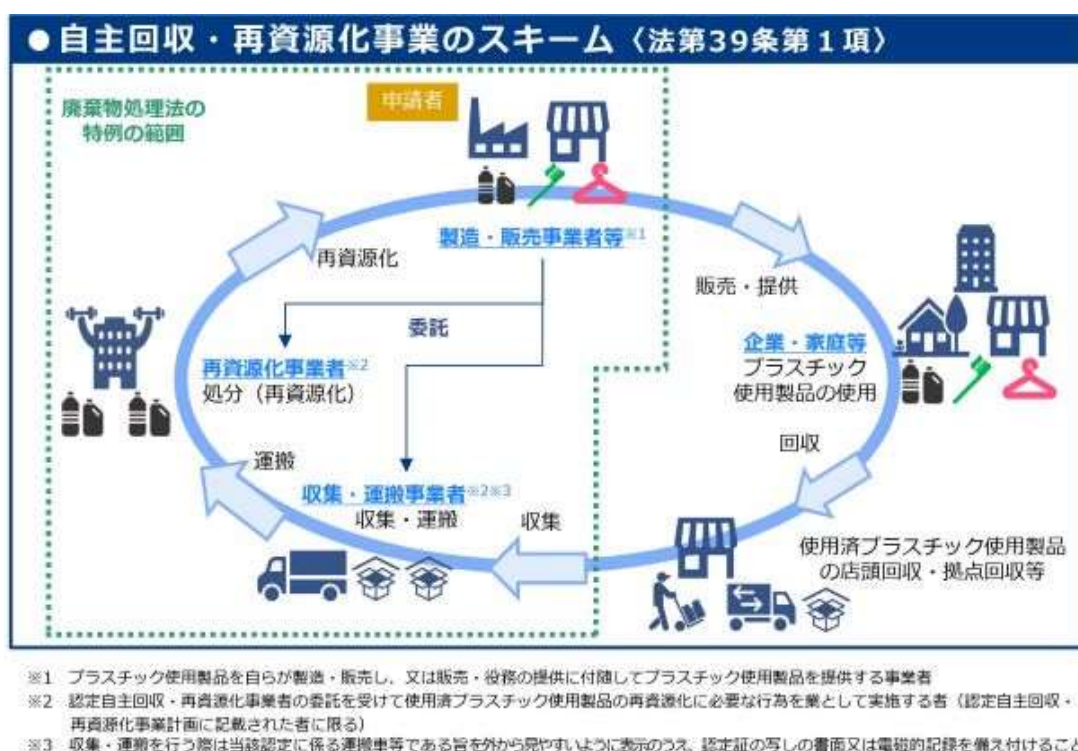
【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】

- ①薄肉化又は軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類(再生可能資源、再生プラスチック等)について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること
- ②商品又はサービスに応じて適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること
- ③繰り返し使用が可能な製品を提供すること

○プラスチック使用製品の自主回収・再資源化

プラスチックの資源循環を促進するためには、プラスチック使用製品の性状や排出実態について情報を持ち合わせている、当該プラスチック使用製品の製造、販売又は提供する事業者が、自治体や消費者と協力して積極的に自主回収・再資源化を行うことが期待されています。

回収拠点が増加することで消費者が使用済プラスチック使用製品の分別・回収に協力しやすくなり、製造・販売事業者等にとっても効率的に資源を集めることが可能になります。



(出典:環境省HP「プラスチック資源循環」<https://plastic-circulation.env.go.jp>)

○プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進

事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品廃棄物については、これまで、廃棄物処理法に基づき、排出する事業者の責任の下で適正処理が進められ、一定の分別・再資源化等が行われてきましたが、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、排出する事業者が排出の抑制・再資源化等に一層取り組むことが重要です。

【排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置】

判断基準の概要	
(1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則	排出の抑制及び再資源化等を実施する際は、必要な事情に配慮した上で、可能な限り、①排出を抑制すること、②再資源化を行うことができるものは再資源化を行うこと、③再資源化ができないものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと、という優先順位に従うこと
(2) 排出の抑制に当たって講ずる措置	事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制を促進すること
(3) 再資源化に当たって講ずる措置	再資源化等を行う際は、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること、自ら又は他人に委託して熱回収を行う場合は、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと、といった措置を行うこと
(4) 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等	
① 目標の設定	多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと
② 情報の公表	多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること
(5) 排出事業者の情報の提供	
① 受託者への情報の提供	排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たっては、受託者に対して、当該廃棄物等の排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項等の必要な情報を提供すること
② 情報の公表(多量排出事業者を除く排出事業者)	多量排出事業者を除く排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること
(6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進	
① 本部事業者における取組	本部事業者は、加盟者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な指導を行い、排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めること
② 加盟者における取組	加盟者は、本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めること
(7) 教育訓練	従業員に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること
(8) 実施状況の把握・管理体制の整備	
① 実施状況の把握	プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、排出の抑制及び再資源化等の実施量等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと
② 管理体制の整備	記録の作成等のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任及び管理体制の整備を行うこと
(9) 関係者との連携	プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の取組を効果的に行うため、国、地方公共団体、消費者、事業者等との連携を図るよう配慮すること 必要に応じて取引先に協力を求めること

(出典:排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き(1.0 版))

※この法律の詳細については、下記までお問合せください。

近畿地方環境事務所資源循環課 TEL06-6881-6502

(管轄地域:滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

【資料編】 3R 及び適正処理の 取組方法例

ごみの量や種類などの現状把握の後、いざ減量に取り組む際にどのようにすれば良いのか、分からないケースもあります。

ごみの品目別に3Rの取組及び適正処理の例を掲載していますので、取組の具体例を参考に、各事業所で実践しやすいようにアレンジしながら、ごみの減量と適正処理に取り組んでください。

また、業種別の3Rの取組例も掲載していますので、事業所での実践の有無を確認し、さらなる3Rの取組につなげてください。

目 次

1 具体的な3Rの取組及び適正処理(例)・・・・・・・・・・	20
～ごみの品目別～	
①紙類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
②缶・びん・ペットボトル・・・・・・・・・・	22
③プラスチック・発泡スチロール類・・・・・・・・	23
④厨芥類(生ごみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2 業種別の3Rの取組(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
～3Rチェックシート～	
①オフィス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
②製造業編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
③卸売業／小売業編・・・・・・・・・・・・・・・・	26
④飲食業／宿泊業編・・・・・・・・・・・・・・・・	26

1 具体的な3Rの取組及び適正処理(例) ～ごみの品目別～

①紙類 (OA用紙、機密文書、新聞、雑誌、段ボールなど)

※建設業(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、及び印刷物加工業から生じた紙くずは産業廃棄物となります。

まずは リデュース

Reduce(発生抑制)

- ・電子メールやプロジェクターの活用などによる文書の電子化を推進しましょう。
- ・両面コピーをしましょう。
- ・印刷プレビュー等を確認することでミスコピーを減らしましょう。
- ・通い箱などの活用により、段ボールや包装紙などの使用を控えましょう。

つぎに リユース

Reuse(再利用)

- ・ミスコピー用紙や片面印刷となったものは、内部資料やメモ用紙として、裏紙使用しましょう。
- ・封筒、ファイル等は内部文書の連絡袋として、繰り返し使用しましょう。

そして リサイクル

Recycle(再生利用)

- ・各事業所から排出される紙類をリサイクルできる業者を探しましょう。
※OA用紙などだけでなく、機密文書も機密性を保持したままリサイクルできます。
古紙回収業者を探される際は、現在契約の許可業者に相談されるか
「大阪府再生事業者名簿」を利用することができます。
- ・古紙回収業者との契約内容に応じて分別し、
禁忌品(リサイクルの阻害品)は取りのぞいてリサイクルに出しましょう。
※詳細は契約される古紙回収業者とご調整ください。

最後に

適正処理

- ・汚れなどにより、リサイクルできない紙類は一般廃棄物として処理してください。
※建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、及び印刷物加工業からの紙くずは産業廃棄物に該当します。

取組の具体例

紙類の分別収集とリサイクル

【事務室で分別】

事務室に OA 用紙等を分別して入れておく箱を用意します。回収箱は機密性のない文書と機密文書で分けます。

事務室内に回収箱を設置しておくことで、その後の分別の手間を軽減できます。



古紙類回収箱

【事業所全体で集約】

それぞれの事務室で集めた紙ごみを業務終了後に古紙類集約箱や所定集積場所に集約します。

【保管及び古紙回収業者へ収集を依頼】

分別の品目に応じて一定期間保管し、古紙回収業者へ収集を依頼します。



古紙類集約箱



シュレッダーダスト

紙の排出量が少なく、古紙回収業者に定期的に収集を依頼できない事業所であっても、一定量ためておき、リサイクル可能な量が集まった時点で古紙回収業者に収集を依頼したり、本店と支店、同じビル内の事業者などがまとまって、古紙回収を実施するなど収集方法を工夫することで、古紙のリサイクルは可能となります。

また、地域のこども会や自治会などが行う集団回収に協力することも出来ますので、検討される場合は資源循環課(電話:072-620-1814)までご相談ください。

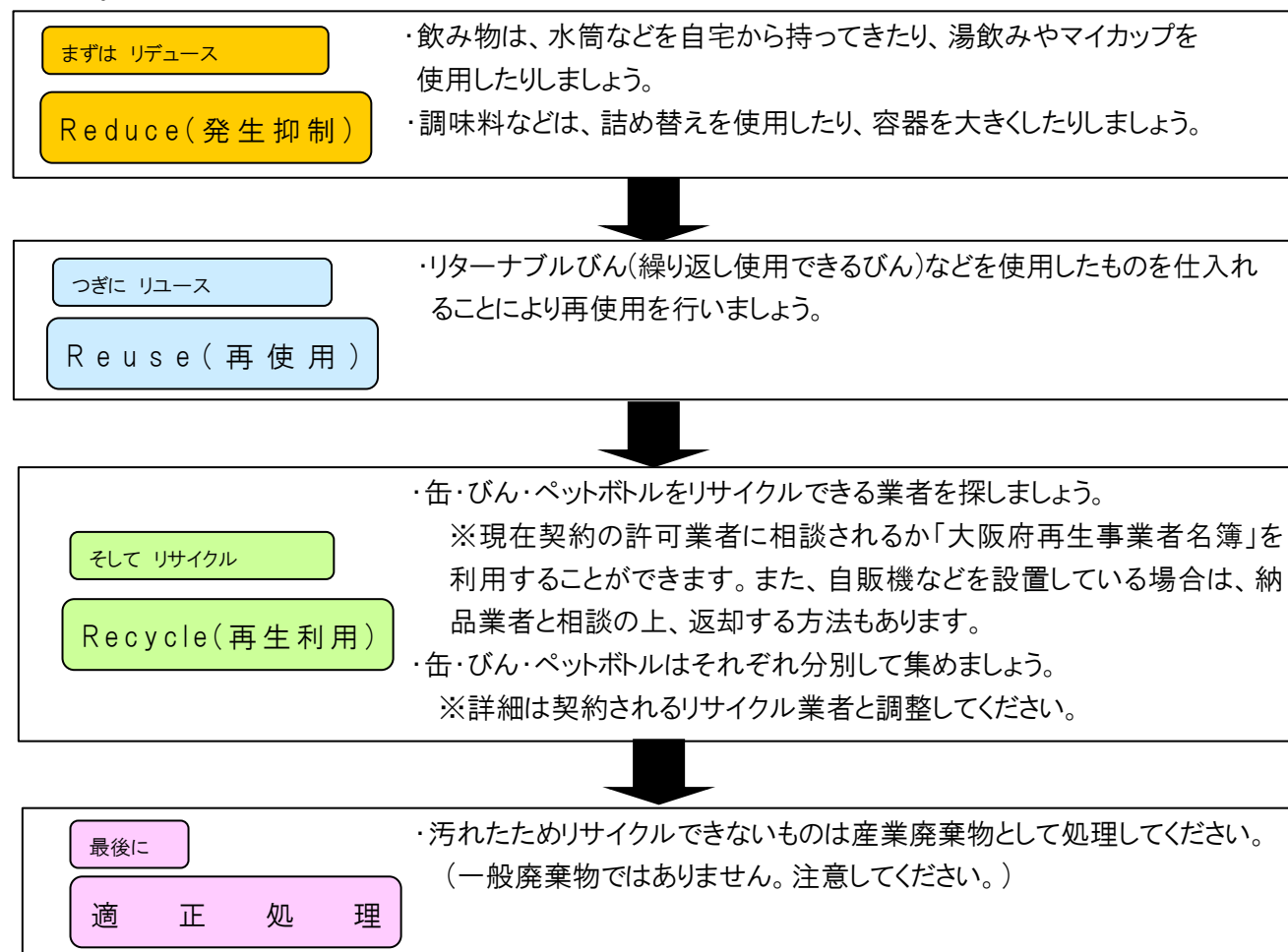
※機密文書はシュレッダーした後、リサイクルへ出すことができるほか、溶解処理などにより、シュレッダーにかけなくても機密性を保ったままリサイクルする方法がありますので、取引先の古紙回収業者にご相談ください。



②缶・びん・ペットボトル

缶・びん・ペットボトルは産業廃棄物になりますので、茨木市環境衛生センターには搬入できません。

また、これらは比較的リサイクルに取り組みやすいものですので、極力廃棄物としては処理しないようにしてください。



取組の具体例

缶・びん・ペットボトルのリサイクル

【分別用の箱の設置】

缶・びん・ペットボトルをそれぞれ分けて集めます。特に、自動販売機の横や、従業員用の休憩室等に分別用の箱を設置することで、分別が推進されやすくなります。



分別回収箱

【品目毎に集積】

缶・びん・ペットボトルはきれいにし、キャップやラベルなどの不純物を取り除きます。品目毎に袋に分けておくとリサイクルしやすくなります。

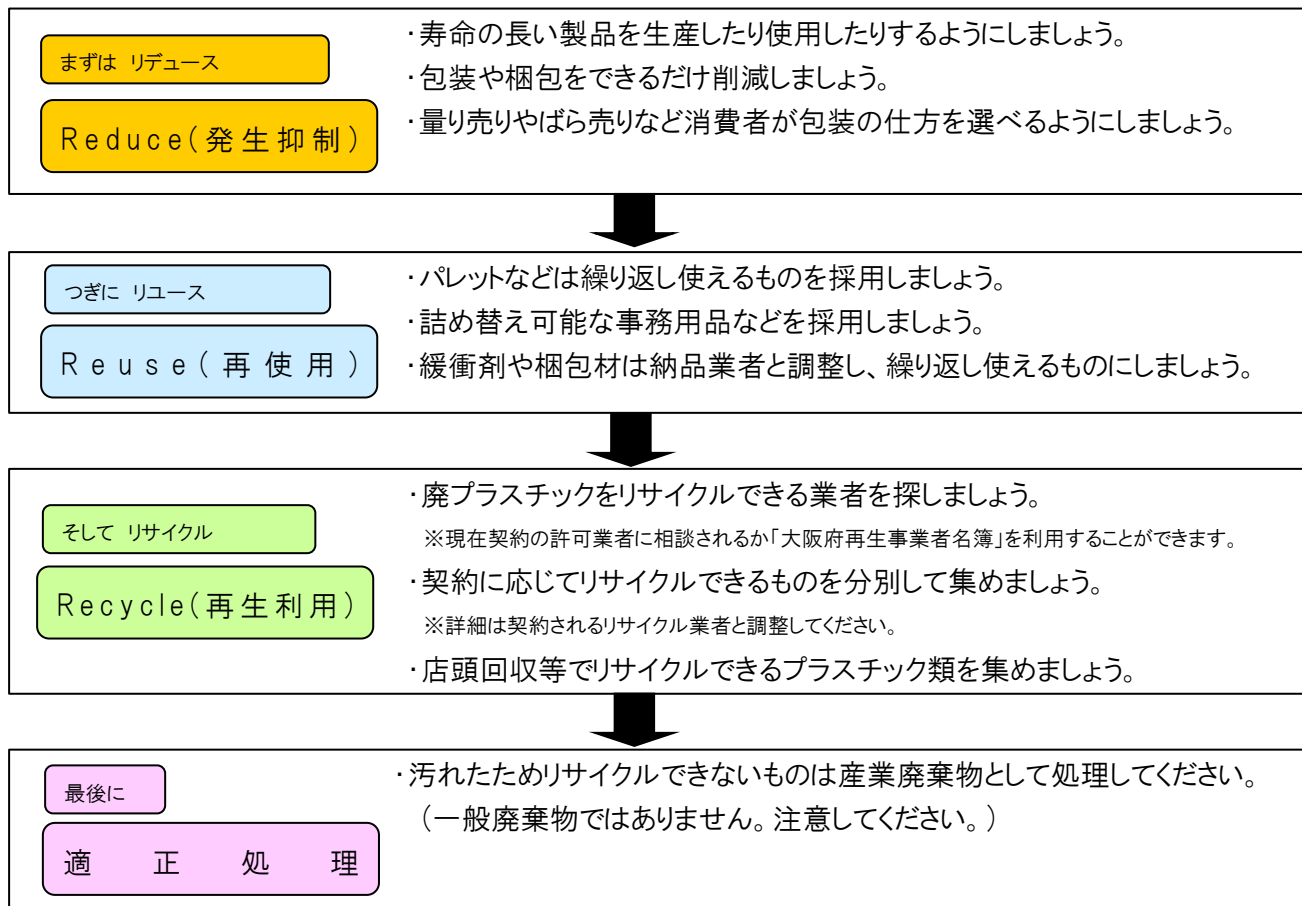


品目毎に分別して集積した資源物

③ プラスチック・発泡スチロール類

プラスチック・発泡スチロール類は産業廃棄物になりますので、茨木市環境衛生センターには搬入できません。

また、これらはリサイクルすることも可能ですので、極力廃棄物としては処理しないようにしてください。



間違いやすい廃プラスチック類の例

PP バンド、ストレッチフィルム、発泡スチロール、食品トレイ等は廃プラスチック類に該当します。

これらのものはリサイクルが可能ですので是非積極的にリサイクルに取り組んでください。

また、廃棄物として処理する際は産業廃棄物となります。



PPバンド



ストレッチフィルム



発泡スチロール



食品トレイ

④ 厨芥類(生ごみ)

厨芥類は一般廃棄物(一部は産業廃棄物、詳細は2ページ参照)になります。

また、食品リサイクル法(P14 参照)に基づき、リサイクルすることもできますので、積極的な取組をお願いいたします。

まずは リデュース

Reduce(発生抑制)

・調理くずや残飯が出ないように調理の量や方法を精査しましょう。

・生ごみは水切りをしてから出すようにしましょう。

※生ごみは約80%が水分だと言われています。水切りをするだけでも減量効果があります。

つぎに リユース

Reuse(再利用)

・未使用の原料の有効利用に取り組みましょう。

そして リサイクル

Recycle(再生利用)

・厨芥類をリサイクル(飼料化や堆肥化)できる業者を探しましょう。

特に廃食油や魚あらなどはリサイクルできることが多くあります。

※現在契約の許可業者に相談されるか食品リサイクル法の「登録再生利用事業者制度」を利用することができます。

・契約に応じてリサイクルできるものを分別して集めましょう。

※詳細は契約されるリサイクル業者と調整してください。

最後に

適正処理

・リサイクルできないものは、原則一般廃棄物として処理してください。

・ただし、食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物、魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなどは産業廃棄物として処理してください。

2 業種別の3Rの取組(例) ～3Rチェックシート～

①オフィス編

Reduce

- ☐ コピー用紙の削減に取り組んでいる。
- ☐ 事務用品購入の際には必要性を十分検討し無駄な在庫を持たないようにしている。
- ☐ 補充式の事務用品を使用している。
- ☐ マイカップ・マイボトルの持参を奨励し、使い捨て容器を使用しないようにしている。

Reuse

- ☐ 裏紙使用に取り組んでいる。
- ☐ 封筒・ファイルなどは、内部連絡に活用するなど繰り返し使用している。
- ☐ 不要となった事務用品などは部署間で融通している。

Recycle

- ☐ 紙類は分別しリサイクルしている。
- ☐ 機密文書のリサイクルを進めている。
- ☐ 再生品を購入するなどグリーン購入を推進している。

②製造業編

Reduce

- ☐ 耐久性が高く、修理が容易な製品・機材を購入・使用している。
- ☐ 耐久性が高く、修理が容易な製品・機材を製造・販売している。
- ☐ 製造工程での副産物の発生抑制に取り組んでいる。
- ☐ 簡易包装・ノー包装に取り組んでいる。

Reuse

- ☐ 通箱・パレットの活用で、運搬・梱包資材の再使用を進めている。
- ☐ 商品の規格を統一するなど、修理・再使用が容易な商品を製造している。
- ☐ 詰め替え可能な商品を製造・販売している。

Recycle

- ☐ リサイクルが容易な素材の商品を製造し、リサイクル方法などを明記している。
- ☐ 自社製品や梱包材の回収・リサイクルに取り組んでいる。
- ☐ 再生品を購入するなどグリーン購入を推進している。

③卸売業／小売業編

Reduce

- ☐ 売れ残りなどの廃棄ロスが出ないように、商品・在庫管理を徹底している。
- ☐ 生ごみを出すときは水切りをしている。
- ☐ 簡易包装・ノー包装に取り組んでいる。
- ☐ マイバックの持参などを呼びかけ、レジ袋の削減に取り組んでいる。

Reuse

- ☐ 耐久性が高く繰り返し使える梱包材・緩衝材を使用している。
- ☐ リターナブルびんやデポジット製の容器を使用・回収している。
- ☐ 詰め替え商品などを積極的に販売している。

Recycle

- ☐ リサイクルしやすい素材の商品を積極的に販売している。
- ☐ 再生品などを積極的に販売している。
- ☐ 食品トレイ・紙パック・ペットボトルなどの店頭回収を行っている。

④飲食業／宿泊業編

Reduce

- ☐ 食べ残しなどの廃棄ロスが出ないように、提供量などの管理を徹底している。
- ☐ ペーパータオル、紙製のおしぼり、割り箸など使い捨てのものを提供していない。
- ☐ 生ごみを出すときは水切りをしている。
- ☐ 石けんなどはディスペンサー容器(必要量だけ出せる容器)を採用している。

Reuse

- ☐ 酒類・調味料などはリターナブル容器を活用している。
- ☐ 繰り返し使える食器などを使用している。
- ☐ 食品や物品の仕入の際には通い箱など繰り返し使える容器を使用している。

Recycle

- ☐ 廃食油や魚あらのリサイクルに取り組んでいる。
- ☐ 食品リサイクル法を遵守している。
- ☐ 設置するごみ箱などに適正な表示をし、利用者が分別しやすいようにしている。

◆事業所向け補助制度のご案内

給水機設置補助制度

マイボトル利用促進によるペットボトル等の使い捨て廃プラスチックの削減を目的とし、不特定多数の市民の方などが気軽に出入りできる無料給水スポットとして給水機を設置する事業所に、購入費等の一部を補助します。

【補助制度の概要】

●補助対象の給水機

タンク式又は水道管に直結させ、電力を使用することでマイボトルなどに冷水等を提供する機器
給水機にはメーター等を設置し給水量が把握できること

※給水機の製造会社及び販売会社の指定はありません。

※申請の前に購入された場合は、補助対象外です。

●補助対象者

市内に事業所を有する事業者、個人事業主、商店街振興組合等

●補助対象経費

購入の場合 購入費の2分の1(上限額 100,000 円)

※年度内1回のみ

賃借の場合 賃借額の全額(月額上限 9,000 円)、設置費(上限額 15,000 円)

※補助期間は当該年度末分まで

※給水機使用に伴う水道料金、電気料金、修繕に関する経費等は設置事業者負担。

※予算がなくなり次第、終了となります。

●申請期間

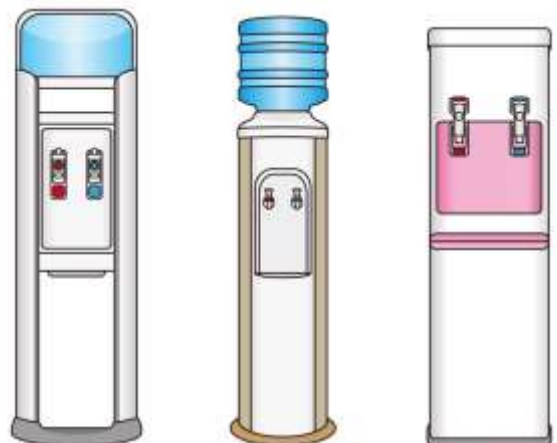
令和7年(2025年)1月31日(金)まで (★2月末までの設置完了が必要です)

※申請を検討される方は、まずは一度お問い合わせください。

●問い合わせ先

茨木市産業環境部資源循環課

TEL 072-620-1814



事業系ごみ減量マニュアル(保存版)

令和6年9月発行

発 行 茨木市産業環境部資源循環課
茨木市駅前三丁目8番13号

電 話 (072)620-1814

E-mail shigenjunkan@city.ibaraki.lg.jp